

令和 7 ～ 9 年度三原市放課後児童クラブ運営業務受注者選定に係る
公募型プロポーザル手続きの開始について（公告）

次のとおり企画提案を募集します。

令和 6 年 11 月 7 日

三原市長 岡田 吉弘
（子育て支援課）

1 業務概要

(1) 業務名称

令和 7 ～ 9 年度三原市放課後児童クラブ運営業務

(2) 目的

本市の放課後児童クラブについて、民間活力の導入により、より充実したサービスを提供し、児童の健全育成を図るため。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 予算上限額

852,000 千円

ただし、各年度における委託料上限額は次のとおりする。

令和 7 年度：283,545 千円

令和 8 年度：283,545 千円

令和 9 年度：284,910 千円

なお、受注者の選定は、小学校区を基本としたブロックごとに実施するが、各ブロックの委託料上限額については、令和 7 ～ 9 年度三原市放課後児童クラブ運営業務仕様書別紙 1 の「1 対象の児童クラブ・支援員配置の最低基準・委託料上限額」に示す「③委託料上限額」のとおりとする。

(5) その他

本事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に規定される第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 条）第 6 条の規定により消費税は非課税である。

2 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 三原市内に事業所を有している、又は委託期間の開始までに三原市内に事業所を構えることが確約できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者
- (4) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (5) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 市税等を滞納していないこと。
- (7) 令和 6～8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (8) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと。

3 添付資料

- (1) 令和 7～9 年度三原市放課後児童クラブ運営業務受注者プロポーザル選定募集要項
- (2) 令和 7～9 年度三原市放課後児童クラブ運営業務仕様書

4 問合せ先

三原市こども部子育て支援課 担当：岡田

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

Tel 0848-67-6045 Fax 0848-67-5934

E-Mail アドレス kosodate@city.mihara.hiroshima.jp